

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	相馬港港湾施設使用料（6,500.00㎡） 一式
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 新田 邦彦 福島県いわき市小名浜字栄町65
契約締結日	令和5年10月17日
契約の相手方の氏名及び住所	福島県知事 内堀雅雄 福島県福島市杉妻町2-16
契約金額（消費税及び地方消費税含む）	801,666円
予定価格（消費税及び地方消費税を含む）	801,666円
随意契約によることとした理由	本件は、相馬港整備において使用する消波ブロックを仮置するための用地を借り上げるものである。 ブロックの搬出にあたっては運搬船への積み出しを考え、岸壁或いは護岸の背後地を確保する事が不可欠であり、当該用地を使用せざるを得ないが、当該用地は、港湾管理者である福島県の所有地となっている。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、福島県知事 内堀雅雄と随意契約するものである。
備考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。